

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

閉会中の継続審査の申し出について

田中敏雄 議長 日程第1、請願第3号社会保障制度の一体改革を求めることについてより、日程第4、陳情第24号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求めることについてまでの4件は、各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

委員会調査の継続の申し出について

田中敏雄 議長 日程第5、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

陳情第19号～議案第308号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、陳情第19号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求めることについてより、日程第26、議案第308号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）までの21件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 おはようございます。

今定例会において、厚生常任委員会に付託されました議案18件、陳情3件の審査の経過と結果につい

てご報告申し上げます。

初めに、陳情第19号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、秋田県内の医師不足は深刻であり、医師確保の危機的状況を打開し地域住民の医療確保をするために、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県医療労働組合連合会執行委員長、中村秀也氏から提出されたものであります。

当局より、新臨床研修医制度について国家試験を通った学生が、厚生労働省から認定を受けた研修病院に、初期研修として内科、外科、救急、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科など2年間研修し、その後、後期研修で専門の医療を研修するという制度であります。ちなみに、初期研修は事務となっております。

また、研修医の採用については、全国的にマッチング制度というインターネット上で受け付けるシステムがあり、学生側も自分の応募したい病院の順位をつけて応募し、病院側も採用したい学生の順位をつけて登録し、コンピュータ上で突き合わせをして、マッチングすれば採用が決定となるとの説明がありました。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、私はこの陳情に賛成の立場で討論し、この陳情趣旨にもあるとおり、国は医師が余っているという数字だけで医学部の定員を減らしてきた結果が今の状態である。地方の総合病院では、医師の過剰な労働強化で、多くの医師が開業し、その開業医との連携がとれないままであり、医師不足によって私たち市民にしわ寄せが来ている。特に、国では少子化問題が最重要課題としているにもかかわらず、産科や小児科の分野は激減している状況であり、国民みんなが憂慮している。マスコミで医師不足の報道をし始めてから、ようやく国は医学部の定員をふやすと言い出した。今こそ大きく世論を起こすことが必要だと思うし、多くの自治体で現場の声を国へ上げていかなければならないと思う。したがって、本陳情の願意を妥当と認め、採択すべきと思ひ賛成するとの討論がありました。

本陳情について、起立による採決の結果、起立全員により願意を妥当と認め、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第21号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障の拡充を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、格差社会を是正し、いのちと暮らしを守るために社会保障を拡充させることについて、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県社会保障推進協議会会長、渡辺淳氏から提出されたものであります。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、私はこの陳情に賛成する立場で討論に参加する。ご存じのように、今、マスコミ報道で盛んに、格差社会やそれにかかわっての国民健康保険の問題が取り上げられている。これは、全国的に主義主張は関係なく、暮らしが切迫しているあらわれである。そして、マスコミでは、多くの国民の命が危ういから報道せざるを得ない状況なのだと思う。今、格差社会がど

んどん広がっており、特に非正規職員は社会保障制度が保障されていないということが大きな問題であることは、だれもが認めるものと思う。

一方で、財界に対しては負担の軽減をする動きもあるし、また高齢者、重症患者の負担が非常に大きくなったということが上げられている。マスコミでは、国の担当職員が国保の問題で、国民健康保険税が払えないなら生活保護を受ければいいと言っていると報道した。その生活保護も、老齢加算、母子加算がどんどん減らされており、どこに頼ればいいのかわからない状況である。そういう意味では、格差社会の是正、社会保障の拡充という大きなタイトルではあるが、願意を妥当と認めて、採択されることを主張し、賛成討論をするとの討論がありました。

本陳情について、起立による採決の結果、起立全員により願意を妥当と認め、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第22号療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止などを求めることについて、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県社会保障推進協議会会長、渡辺淳氏から提出されたものであります。

討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、私は本陳情に賛成の立場で討論する。介護難民という言葉があるように、私たちは大森病院をはじめ療養病床を抱えている自治体として、これは人ごとではないと思う。なぜかというと、病院から出されても老健施設では医療対応はしないし、有料老人ホームには低所得者は入れない。だから、受け皿はないということである。高齢者いじめということになるが、だれでも高齢者になる。今手を打っておかなければ、自治体の財政も破綻してしまうのではないかと思えるような、大変な問題である。

本陳情について、願意を妥当と認め、ぜひ採択されることを訴えて、賛成討論とするとの討論がありました。

また、小笠原恒男委員より賛成の立場で、先般のテレビで元巨人軍監督の長嶋さんのリハビリ訓練の放送があった。彼は、何日で病院のリハビリテーションの機能回復室を出たかわからないが、退院後は自宅で、専門の機能回復士と言語障害士と機能訓練士がついて訓練していた。これは、やはり所得があればできることで、このように病院でのリハビリが最長180日と決められると、もう少しリハビリを続けられればよくなる人が結構いるのではないかと思う。この180日に縛られるということに対しては非常に疑問を感じるので、本陳情の願意は妥当と思うので賛成したいとの討論がありました。

本陳情について、起立による採決の結果、起立全員により願意を妥当と認め、採択することに決定いたしました。

次に、議案第273号横手市国民保護協議会条例及び議案第274号横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例についてであります。

2件は関連がありますので、一括議題として審査いたしました。

議案第273号及び議案第274号は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく武力攻撃事態等における市民等の保護並びに当該施設の総合的な事務をつかさどるため、条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、協議会条例の第5条に、必要と認めるときには協議会に部会を置くことができるとあるが、この部会とはどういうものを想定しているのかとの質疑に対し、当局より、例えば避難所における医療活動については医師などの専門性が必要ということで、そのような専門性を持った方の部会をつくることもあるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、協議会委員に自衛官をメンバーとすることについての質疑に対し、当局より、私たちが持っている専門的な見地からご意見をいただくことがどうしても必要であること、また今回の保護計画は県の保護計画に基づいて定めるということになっており、県の意向に沿った形で各自治体では計画をつくらざるを得ないことなどから、そうでなければ緊急事態時にきちとした連携ができない。したがって、自衛官についても県の考える方向で検討しているとの答弁がありました。

また、武力攻撃時のボランティア活動についての質疑に対し、当局より、ボランティアの安全については、攻撃にさらされる前面ではなく、救護所など一定の安全が確保された場所で活動していただくということになるのではないかと思うとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より反対の立場で、私はこの2つの条例の制定に反対の立場で討論する。

横手市国民保護協議会条例案の第1条に明記されているとおりに、この条例の根拠となる法律は武力攻撃事態法である。この武力攻撃事態法の第2条に武力攻撃等に関する規定が書かれているが、そこには武力攻撃予測事態として、武力攻撃が発生する明白な危険が迫っているとは認められないが、武力攻撃が予測されると政府が判断すれば、日本がどこからも攻められていなくても、国民を動員する体制に移れることを意味している。そのような危険な法律のもとに計画策定が義務づけられていることに対して、どうしても賛成できない。

この計画における市町村の役割は、住民の避難・誘導である。そのための訓練に人も金も動員されることなど、実際、大変な財政難の横手市において、自治体本来の仕事が制限されてしまうことが心配される。例えば、国の説明によれば、武力攻撃事態が終わっていないと判断されている間は、消防も救急も市民を助けにいくことができないということが明らかになっている。助かる命も失われるし、燃えなくても済む家が焼かれてしまうということは十分あり得る。このように、国民保護計画は、国民の保護や救援が現状よりも後退してしまうという矛盾を抱えている。せめて、条例には情報の公開や協議会への住民参加を保障すること。そして、この計画には教育機関や児童・生徒を組み込まないこと。住基ネットをはじめとした住民情報システムの軍事利用は行わないことを強く訴えて、反対討論とするとの討論がありました。

また、小笠原恒男委員より賛成の立場で、私はこの条例に賛成したいと思う。武力攻撃等ということには少しひっかかるものはあるが、あくまで武力攻撃というものに限定した場合、やはりこれは必要な

ものだと思う。その歯どめとなるのは、協議会委員の中に有識者もあり、その有識者は地域防災協議会のメンバーであるので、私はその見識を信じたいと思うし、討論で立身委員の述べたことまで波及するとは、今のところ考えなくてもいいのではないかと思う。あくまでも国民保護、国民の安全、安心を守るための条例であると思うので、私はこの条例案に対し賛成するとの討論がありました。

議案第273号及び議案第274号について、それぞれ起立による採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第282号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてであります。

本案は、平成19年2月1日から秋田県の区域内すべての市町村と高齢者の医療の確保に関する法律の施行準備をし、及び同法に規定する後期高齢者医療広域連合を設置するため、議会の議決を得ようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、広域連合の議員について、市町村長と議員から24名を選出することで全市町村をカバーできるとの説明だが、各自治体の議会への報告のプロセスや情報公開の規定は定められていないのかとの質疑に対し、当局より、各市町村議会には後期高齢者医療の特別会計を設置し、広域連合への負担金などについて議論されるので、この中で報告されることになるのではないかと。また、間接的ではあるが、広域連合の議員である住民代表である市町村議員や市町村長が、地域の意見をくみ上げていく形になるのではないかと思うとの答弁がありました。

また、保険料はどの程度を想定しているのかとの質疑に対し、当局より、後期高齢者医療制度の保険料は秋田県内一律になる。75歳以上の加入者一人一人から保険料をいただくということになり、年金額18万円以上の方は年金から天引きとなり、18万円未満の方は普通徴収となる。県内の老人医療費の給付費から逆算すると、1人、月5,600円と試算しているとの答弁がありました。

また、軽減制度はないのかとの質疑に対し、当局より、国民健康保険同様に所得の低い方には2割、5割、7割の負担軽減があり、7割軽減の方は、1人、月900円程度と見込んでいるとの答弁がありました。

また、後期高齢者医療制度においての資格証明書や短期証の発行についての質疑に対し、当局より、確かに老人健康保険とは違い、資格証明書や短期証の発行が規定されている。保険税と同じように、滞納者とは懇切丁寧な相談を行っていきたいとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より反対の立場で、私は国で決められたものとはいえ、市民の生活から考え反対の立場で討論し、そもそも後期高齢者医療制度というのは医療制度の改革法が成立したことから始まるが、その背景は2005年の4月に経済同友会が出した、本格的な少子高齢化時代にふさわしい社会保障制度の確立というところから出てきたことはご承知のとおりである。後期高齢者医療制度というのは、医療費がふえるたびに保険料を値上げか医療内容の切り下げか、どちらをとっても痛みしかないという選択を迫るものだと思う。さらに、当面の財源として保険料1割、ほかの医療保険から支援金4割、公費5割となっている。それを日本経団連では2005年10月の「国民が納得して支える医療制度の実現」

という文書の中で、医療保険の支援金のうちから企業負担をなくして、労働者保険負担だけにし、また公費5割について、これには消費税を充てなさいということ提言している。さらに、現役労働者が払う保険料を2つに分けて、現役世代の医療に使うのを一般保険料、高齢者医療の支援に使うのを特定保険料とし給与明細に明示し、高齢者と分断するというねらいを、私たちはしっかりと見据えなければならぬのではないだろうか。秋田県一本で行われる枠の中で、私たちの意見が反映されるかということについては限界があり、この規約案では、後期高齢者医療についての情報公開や市民の意見反映をする道を見出していくことができないので、反対するとの討論がありました。

また、小笠原恒男委員より賛成の立場で、今、厚生労働省関係でもいろんな法律が出されている。例えば、障害者自立支援法でも、実態に合わない部分は早期に改正という体制ができつつある。この後期高齢者医療制度についても、平成19年2月1日から秋田県全県で広域連合になるわけであるが、施行して試行錯誤しながら、改正されなければならないものは改正されるものと期待している。そういう期待感を込めて、後期高齢者医療の広域連合について、現在の段階ではやるべき姿であると思うので賛成するとの討論がありました。

本案について、起立による採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第311号横手市が保育を実施する児童に潟上市立保育所を使用させることについての協議についてであります。

本案は、潟上市立保育所を横手市の住民に使用させることについて、潟上市と協定書を締結しようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第308号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、平成18年度病院事業会計予算について、収益的収入及び支出の予定額を変更しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、大森病院で職員給与が約5,200万円ふえているが、横手病院看護師との給料差額は是正措置かとの質疑に対し、内容は、4月に1人ふえた医師にかかる分が約2,600万円と、家政婦協会からも派遣介護職員を病院で雇用するために、委託料から給与費に振りかえた分が今回の補正である。横手病院との給料是正については、相当の財源を必要とするので、計画性を持って段階的に実施したい。19年4月には手当を統一し、その後、給料の部分の是正を行いたいとの答弁がありました。

また、診療報酬改正によって、看護師の数を適正規模にするための方策についての考えはとの質疑に対して、看護師の増員が医療機関の経営にとって大きな問題であり、看護師不足が予測されたので早目に募集を開始した。横手病院は、第1次募集で11名内定、第2次では4名を内定した。また、現在、第3次募集をしている。また、大森病院では診療報酬が引き下げになるため、病棟の再編成を行い、19年

度6名を採用することになり、今の13対1看護から10対1看護にしたいとの答弁がありました。

また、衛生看護学院が建設されることにより市立病院との連携はとの質疑に対し、平成20年に衛生看護学院が開校した場合、横手病院では主に助産師の研修等について依頼があるので、その方向で準備しているとの答弁がありました。

また、訪問看護センターの運営状況についてとの質疑に対し、横手病院の訪問看護センターでは、現在、68名の在宅ケアを実施しており、スタッフは事務職員1名、看護師5名である。新年度をめぐり、センターをステーション化することを検討している。旧大森町では、かつて訪問看護ステーションとして行っていたが、登録者の減少と管理者の配置など経費の問題があり、13年度から大森病院で訪問看護センターとして行っている。登録者数が約27名であり、スタッフは専門看護師が1名、外来の看護師が補佐する体制で、収支はとんとんであるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第288号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、歳入歳出予算の総額に1,814万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ108億1,116万6,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第289号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出予算の組み替えをしようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第290号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、総額をそれぞれ65億4,255万1,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第291号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に339万円を追加し、予算の総額をそれぞれ9,389万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、継続的評価分析支援事業について、通常の事業とどうかかわっているのかとの質疑に対し、居宅介護支援事業所に調査委託し、調査入力作業は非常勤職員を考えているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第292号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に595万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ3億3,512万2,000円に

定めようとするものであります。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第293号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は歳入歳出予算の総額に946万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億3,740万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、増床工事の進捗状況についての質疑に対し、本体が11月末現在56.1%、年内までには74.4%の予定、機械設備、11月末現在54%、年内には73%の見込み、電気関係は11月末では28%、年内までには40%の見込みであるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第294号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に359万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ8億1,044万3,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第295号平成18年度横手市特別養護老人ホーム憩寿園特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に236万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億6,663万1,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第296号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に176万5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億9,473万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、入所者の事故対策についての質疑に対し、入所者の安全対策については18年度施設の重点目標の一つとして掲げており、各施設で力を入れている。毎週月曜日に施設長会議を開き、安全確認・安全対策について、職員に対し徹底を図っているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第297号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に153万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ4億5,987万2,000円に定めようとするものです。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第298号平成18年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に25万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,093万4,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第299号平成18年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に164万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ5,489万円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第300号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に32万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億568万4,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） まず、議案第273号横手市国民保護協議会条例案並びに議案第274号横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例の採択に反対の立場で討論します。

ご承知のとおり、これらの条例が依拠する法律は、2006年4月6日に国会で強行採決された有事関連7法の柱となる武力攻撃事態法と国民保護法です。

初めに、当市で今この条例案が上程された背景を事実をもって検証しなければ、市民に対する議会の説明責任が厳しく問われるのではないかと考えます。なぜなら、この条例は法定受託義務であり、市としての国民保護計画は協議会で決まってしまう、議会では報告を受けるだけで、審議することができないからです。

なぜ、この条例案のもとになる法律がつくられたのか明らかにする際、2001年9月11日、アメリカの同時多発テロ事件にさかのぼることは、だれもが認めるところです。テロリズムは、絶対に許されない無差別殺りくです。同時に、テロに報復してブッシュ政権が行ったアフガン戦争、イラク戦争も無差別殺りくでした。特に、国連憲章を無視したイラク戦争は、根拠とした大量破壊兵器の存在もうそとわか

って、アメリカは世界から孤立しています。しかし、同盟国イギリスでさえ誤りを認めたにもかかわらず、日本政府はいまだにアメリカ追従の方針を変えようとしません。1996年4月に日米安保条約の再定義がなされたことで、これまでの日米安保条約の枠を超えて、アジア太平洋地域での軍事協力が、全球的規模に拡大されました。これを機に、新ガイドライン周辺事態法などの戦争法が次々と強行成立された経緯を、私たちは認識しなければならないと思います。

自国の大資本、多国籍企業を守るため、世界じゅうに展開するアメリカ軍の戦争に日本がいつでも参加できるようにする目的で、私たち国民を戦争体制へ総動員する、その布石である国民保護計画だということは、武力攻撃事態法を見れば明らかです。武力攻撃がなくても、予測されるときやそのおそれのあるときも、武力攻撃事態として発動されると明記されています。日本がどこからも攻められていないのに、移動するアメリカ兵を、JRや羽後交通が一般の乗客を後回しにして搬送するという事態もあり得ます。有事関連7法のうち改正自衛隊法では、横手市の施設はもとより、市が管理する河岸、河川、公園などを、軍事利用目的で造成したり摂取したりできるようになってしまいました。

そもそも自衛隊は、敵を攻撃し軍隊自身を守りますが、国民を守るのは本務ではありません。国民の生命、身体、財産などは、警察法に基づいて警察が守るのだというのが自衛隊幹部の考えです。この条例制定が全国の地方自治体に義務づけられれば、地方自治体本来の市民の安全、環境を守ることができなくなり、ボランティア団体や町内会、商店会まで駆り出されて、けがや死亡というあげくには、生き残るのは自己責任という論理が通ってしまうという、国や県の動向を危惧する声が全国の説明会で聞かれました。国の法律に大きく制約される条例のもとでも、地方自治を尊重する立場を最大限盛り込むこと、例えば情報の公開、公募による住民参加、パブリックコメントのみならず、各地域局ごとの意見交換会などを徹底することを強く要望するとともに、国のねらいをかんがみて、市民・国民の福利に反する本質であると受けとめ、条例案に反対します。

次に、議案第282号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についての議案に反対する立場から討論します。

ご承知のように、この後期高齢者医療制度は2006年6月14日に成立した医療制度改革法の一つであり、75歳以上の高齢者を被保険者とする独立した医療保険制度にするもので、今議会の議案は、その運営主体となる保険者を、全県一つの広域連合として新たにつくるための規約の議決がテーマです。

私が前議会の一般質問でお尋ねしたとおり、後期高齢者医療制度は市民、特に当該の高齢者にとって大きな問題を抱えています。そもそもこの制度は、昨年4月の経済同友会、10月に日本経済連が相次いで発表しているように、大企業が自己の負担を免れるために政府に要求したものであり、この制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費がふえれば、当事者である後期高齢者の保険料が値上げされていくという仕組みで、そのことが受診抑制につながり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されます。さらに、すべての後期高齢者が介護保険と同様の天引き方式などで保険料を徴収され、これまでの老人保健法のもとでは除外されていた、1年以上の保険料滞納者への資格証明書も容赦なく

発行されるというものであり、日本の医療制度の大きな後退と言わざるを得ません。

この規約案には、広域連合議会の構成や選出方法は条文化されておりますが、住民から直接選ばれるものではない広域連合議員が、保険料や減免の有無、財政方針、給付計画など、高齢者の生活にかかわる重大な問題を決定することになります。しかし、広域連合議会で話し合われた内容を各市町村議会に報告させるシステムは明らかにされておらず、後期高齢者の意思や実態が広域連合議会に反映される仕組みについての項目はありません。全市町村をカバーしている混合型の議会組織ではあっても、広域連合の議員だけでは不十分ではないかと考えます。直接的な住民要望の反映が保障されて、保険料のきめ細かな減免制度に関する調査や相談業務を自治体現場に位置づけるなど、規約案の補足を要求するとともに、この議案の大もとにある法律が大企業の利益優先で、私たち国民の命を後回しにする弱者いじめであることを指摘し、反対討論とします。

田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第273号横手市国民保護協議会条例についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第273号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第274号横手市国民保護対策本部及び横手市緊急対処事態対策本部条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第274号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第282号秋田県後期高齢者医療広域連合の設置についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第282号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、既に議決されております3件を除く18件について採決いたします。

18件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長報告のとおり可決されました。

請願第10号～議案第309号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第27、請願第10号横手市増田町戸波地域上水道事業実施に関することについてより、日程第44、議案第309号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの18件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました案件中、議案14件、請願1件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第10号横手市増田町戸波地域上水道事業実施に関することについてであります。

本請願の趣旨は、当地域は水源に恵まれず、年じゅう井戸水が不足している。ぜひ上水道が必要という声が多数となり、早期に実現されたいというもので、戸波自治会会長、内藤猪之助氏より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、我々、現地に行って、戸波会館の前に蛇口1本があり、使用月日、使用者、水の持ち出し量が書かれた仕様書を見たが、気の毒で、何とかしなければならぬとの意見がありました。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第23号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、新たな森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行と、森林の持つ他面的機能を図るための森林整備等を着実に推進するため、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡協議会会長、津谷永光氏より提出されたものであります。

本陳情について、質疑、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第25号下開、手取地区の雄物川の堤防整備、石持幹線排水路の改修についてであります。

本陳情の要旨は、雄物川町下開、手取地区の雄物川の堤防整備と石持幹線排水路の流出先のルート改良について、政府、関係機関に働きかけをされたいというもので、下開親睦会代表、土田信一氏及び手

取地区代表、佐藤政彦氏より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、現場を見てきて、地元の要望もある程度聞いてきた。それぞれの持ち場で頑張らなければ敢行できるものではないが、我々の手法の中では採択し、応援していくしかないとの意見がありました。また、議会が採択して応援することは賛成だ。しかしながら、用地のことは地元で解決するから何とか頼むという形であればどこにでもお願いできるが、再三お願いして、事業が来たら反対だということでは困る。状況を見ながら、どの程度の強さで要望するかについて、当局はプロだと思うので、その点を要望したいとの意見がありました。また、働きかけをしてくれと言っても、地元が何もやらなければ逆に恥をかくことになる。その部分について、地元で教えていかなければならないのではとの意見がありました。

本陳情について、以上の意見があり、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第26号ナイター施設付き砂入り人工芝コート（オムニコート）の設置に関することについてであります。

本陳情の要旨は、赤坂総合公園にテニス大会が開催できるようなナイター施設つき砂入り人工芝コートを早急に設置されたいというものであり、横手市テニス協会会長、針生敬三氏より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、維持管理について、例えばこの陳情を出しているテニス協会に責任を持って管理してもらうなど、ある程度今のうちから決めていかないと、大変なことになると思う。また、夕張市のように自治体が財政破綻する状況の中で、第一に、市民の生活や生産活動にかかわる部分をやらしてもらわなければ困る。既存のものを再利用する手法もとりながらやってほしいとの意見がありました。

本陳情について、以上の意見があり、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第277号横手市手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、建築基準法第4条第2項に基づく建築主事を置いて、同法等の規制による確認に関する事務を行うとともに手数料を徴収することができるようにするため、現行条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、県から移管になる部分はこの質疑に対し、当局より、建築基準法第6条第1項第4号の部分で、特殊建築物では面積が100平方メートル以下のもの、木造では2階以下で、かつ面積が500平方メートル以下のもの、木造以外のものについては、平屋建てで200平方メートル以下のものが県から市へ移管になるとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第278号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平鹿地域の醍醐団地及び十文字地域の旭団地に市営住宅を増置するため、現行条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものであります。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第280号財産の取得についてであります。

本案は横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第281号市道路線の認定についてであります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、県道のバイパスが完成することにより、市道になるものが方々に見られるが、県から当該路線について、側溝あるいは穴、舗装など、ある程度修理、改善してから市に移管してもらわなければ、今後大変である。この路線についても、現場を確認した上で移管手续をしているのかとの質疑に対し、当局より、移管になる場合は、移管の時点で、破損や不具合についてすべて整理した上で市が引き受けるという約束をしながらやっている。今回も、そのような対応をしているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第285号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてであります。

本案は、一般会計からの繰入額について、「4,812万9,000円以内」を「4,842万9,000円以内」に改めることについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第286号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてであります。

本案は、一般会計からの繰入額について、「3,425万1,000円以内」を「3,483万5,000円以内」に改めることについて、議会の議決を求めるものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第301号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に186万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,003万1,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第302号平成18年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、歳入歳出の総額から197万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億1,771万3,000円に定めよ

うとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第303号平成18年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に70万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,482万7,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第304号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に164万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億696万1,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第305号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に300万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ35億6,256万6,000円に定めようとするものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第306号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に731万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億7,347万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、各家庭の排水設備工事の代金や施工方法について、市として管理や業者指導を行うことができないかとの質疑に対し、当局より、市が単価を設定するとどうしてもそれが基準になってしまうため、単価の提示は行っていない状況だ。工事をやる際に、数社から見積もりをとって安い業者を選ぶとか、自分の家の水道工事をやった業者だと何かあれば両方の対応が可能だとか、遠くの人より地元の人の方が何かあれば来てくれるといった説明をしている。あとは、120万円を上限とする融資あっせんの際には、工事額をチェックしているとの答弁がありました。

また、十文字地区集落排水の住民管理費を減らすことについての考えはとの質疑に対し、当局より、集落へ委託する維持管理費については、機械や電気にかかわる部分を除いて場外の作業等を行ってもらうことで、委託すべき部分は相当省力化されてくるだろうと思う。また、問題点として今現在の維持管理の状況について、本来の機械・電気を専門分野とするところに頼んでいかないと、施設劣化の発見がおくれることになる。維持管理のあり方については、今後、相当見直しを図らなければならないと考えているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第307号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に24万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7,782万1,000円に定めようとする

るものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第309号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）であります。

本案は、収益的収入予定額を15億6,207万7,000円に、収益的支出予定額を15億6,371万5,000円に、資本的収支の不足額を5億2,434万3,000円にそれぞれ定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、大雄地域の配水施設整備事業についてはどの質疑に対し、当局より、クリプト対策としての紫外線処理施設も考えたが、水質全体の改善にはならないことから、横手の上内町浄水場から大雄に送水することを検討している。厚生労働省からは新市全体の水の収支を求められており、同一認可区域内の水を他地域に配水するため、その水源を活用した施設整備の国庫補助事業については厚生労働省と財務省が協議中とのことであり、結論に時間がかかっているが、ご理解いただきたいとの答弁がありました。

また、十文字の断水事故を検証して、どのようになったかとの質疑に対し、当局より、通報装置については、担当者へ直接通報するシステムとした。ポンプについても、予備を設けて、すぐに対応できるようにしている。これまで、十文字に置いている監視システムが大分老朽化している問題については、連続使用が困難ということで、これは来年度予算措置をして更新をしたいとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから請願第10号横手市増田町戸波地域上水道事業実施に関することについてより、議案第309号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの18件について採決いたします。

18件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第10号～議案第279号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第45、陳情第10号教育基本法「改正」に反対し現行教育基本法を生かすことを求めることについてより、日程第46、議案第279号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例までの2

件を一括議題といたします。

文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 今定例会において、文教常任委員会に付託になりました議案1件、陳情1件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第10号教育基本法「改正」に反対し現行教育基本法を生かすことを求めることについてであります。

本陳情の要旨は、国会に提出された教育基本法の改正に反対し、現行の教育基本法を守り生かすことを強く求め、現行教育基本法を充実させるという意見書を国に対して提出することを要請するというものであり、横手市前郷1番町、新日本婦人の会横手支部支部長、高階泰子氏より提出されたものであります。

審査において、本陳情については、教育基本法を改正すれば現状の教育の荒廃や問題が解決されることは考えていないし、基本法の理念も大事なことであると認識している。しかし、基本法が制定されてから60年が過ぎ、社会情勢も世の中の考え方も変わってきている中で、現行法に固執するより、思い切って変えながらよい方向を見出すことも大切であると考えている。基本法の中には、国を愛する、郷土を愛する、子供たちが健全に育っていくことを基本とするのが具体的に盛り込まれているので、時流に見合った改正は必要であると考えている。これらを総合的に判断して、現行法に固執した意見には賛成できかねる部分があるとの意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立による採決の結果、起立少数により不採択するべきものと決定いたしました。

次に、議案第279号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童数の減に伴う小規模校を解消するため、保呂羽小学校を平成19年4月に大森小学校と統合させるため、横手市立学校条例の一部を改正するものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、統合に当たって保護者からどのような要望があったのか、また合併に伴って必要な教材、経費や交通手段について伺いたいとの質疑に対し、当局より、一番大きな要望はスクールバスの運行についてでした。大森地区は沢目の道路が多く、1台ですべてをカバーすることが難しい状況や、学校に行く時間が早まらないような配慮を含め、小型バス2台で運行を考えている。また、使用している教科書は全く同じなので経費的な問題はないが、毎年使う補助教材については若干違いがあるので、統一を図っているところであるとの答弁がありました。

また、廃校になった学校の跡地利用についての提案や、環境のフォローなどはどうなっているかとの質疑に対し、当局より、保呂羽小学校については地域の特性を生かし、例えば山村と都市交流促進のための自然体験学習や農業体験の拠点となるような施設、あるいは地域間交流を図るための体験交流施設など、先進事例や国の補助メニューなども考慮をしながら、地域と相談の上、利活用を考えていきたい。

また、大森小学校については、隣接する給食センターとの一体化を視野に入れながら、食育関係での教育効果が創出できないものかと、よいアイデアを考えているところであるとの答弁がありました。

また、統合することにより、急激な環境変化によるさまざまな問題への配慮、例えば、不登校やいじめの問題、住民の地域感情、PTAや保護者の意識の違いや感情の温度差などの十分な対応や配慮は行われているかとの質疑に対し、当局より、両校の子供たちについては交流の時間を設け、環境にスムーズに入っていけるよう配慮しているところであり、職員同士の打ち合わせを兼ねながら、子供の実態についての共通理解も深めているところである。また、養護教諭同士の連携、生徒指導担当の連携、管理者同士の連携など、総合した形での体制づくりも必要と考えている。

現在、PTAや保護者の環境的ストレスや意識の共通理解の段階までは配慮が進んでおりませんが、大変重要な問題と認識している。今後、準備委員会の中で論議しながら、受け入れる側の負担を軽減し、入る側の不安を軽減できるよう進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいとの答弁がありました。

また、スクールバスの運行については、家の玄関から学校の玄関まで送迎するというのではなく、子供たちが道草や集まって話をする場所を創出するため、増田地区では一定距離を歩かせているが、そのような配慮は考えているのかとの質疑に対し、当局より、通学路の防犯上の問題などもあり、取り入れるとすれば大森の町中と限られているので、検討させていただきたいとの答弁がありました。

また、スクールバスの運行表を早い段階で示すなど、家族への対応はしているのかとの質疑に対し、当局より、具体的な作業に入っており、近く運行計画を提案できる段階である。父兄からの要望もあり、4月の開校に向けて、実際に児童を乗せて予行演習のような形で、バスの試運転及び乗降の訓練をする方向で進めているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告とします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 委員長、どうもご苦労さんでございます。

この陳情第10号についてであります。審査の内容としては反対の討論、反対の意見が大半のようでございますが、陳情に対する賛成の意見がなかったのか、あるいは討論がなかったのか、その点についてお伺いします。

田中敏雄 議長 委員長。

高橋勝義 文教常任委員長 陳情10号についての賛成の意見もありました。賛成の意見の内容は要約しますと、現行教育基本法を早急に改正しなくても、今の教育ができるのではないのか。そしてまた、今早急に話し合いもなく、言ってみれば、国会でそんなに早急に通さなくてもいいのではないのか、そう

いう意見でありました。

また一方で、不採択のことについては、教育基本法そのものが60年もなっておりますし、現行社会情勢には合っていないというような内容でありました。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

1 番立身万千子議員。

【1 番（立身万千子議員）登壇】

1 番（立身万千子議員） 私は、この陳情第10号の趣旨に賛成の立場で討論します。

本陳情は、前々回の6月議会に提出され、その後の9月議会と二度にわたって継続審査となりました。委員長報告によると、賛否両論で審議されたが、国会の推移を見守る形で採決には至らなかったという前回の報告でした。

しかし、政府が教育基本法改正を毎回最重要課題として位置づけ、衆参両院をめぐる情勢が激しく動いていたことはご承知のとおりです。現行基本法と改正案についてもっと勉強し理解を深めてからとか、これは国のレベルであって横手市のような地方には関係がないとの判断で、採択・不採択もなく継続審査にされたのなら、市民の切実な陳情に対して議会の怠慢と認めざるを得ない、深く反省すべき問題ではないでしょうか。教育基本法は教育の憲法です。憲法を変えるということは、国民・市民にとっての大問題であり、幼児教育、小・中学校教育はもちろんのこと、成年、高齢者に至る生涯教育、公民館活動まで、横手市に住む全市民の暮らしの隅々に影響していくことは必至です。

そして、この間、私たち国民はこれから先の日本という国の方向が決まる重要な岐路に立たされていたのだと、私は考えます。市議会に身を置き、市民の負託にこたえ、その責務を負うものとして、私たちは速やかに結論を出さなかったおのれの責任を、第一に自覚しなければなりません。さらに、横手市議会としても、市民の声に対して法案の成立を待つのではなく、十分な審議を行い、早期に何らかの意思表示をすべきであったと思います。しかしながら、12月15日、参議院本会議で自民・公明与党は教育基本法改悪法案の採決を強行し、成立させてしまいました。

本日、22日の時点では、この陳情の教育基本法は残念ながら存在しませんが、日本の将来に不安を覚える今だからこそ、私はあえて発言させていただきます。3年前の3月20日、中央教育審議会が最終答申して以来、どんな世論調査でも、国民の多数は慎重で徹底的な審議を求めてきました。今月12日には、国会での参考人質疑や公聴会で意見を述べた20人のアピールが出されています。この方々は、「私たちは公述人として、政府法案について多くの問題点を指摘する意見を述べてきた。しかし、それらの意見についてはまだほとんど議論されていない状況であり、法案成立を強行するならば、日本の教育にとつ

て取り返しのつかない事態を招く」と批判しています。

また、政府は、文科省による一連のやらせとサクラの問題は法律制定とは別問題だと弁明してきました。しかし、この両者には深いかわりがあります。これまでの基本法の第10条、「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という条文を、教育行政は「不当な支配に服することなく」と変え、その次の「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という文言を削ってしまいました。つまり、政府文科相に、教育内容に対する無制限の権限を持たせるものにしてしまったのです。

やらせとサクラで世論誘導を行って恥じない国の手によって、教育内容へ介入する具体策が17条に設けられました。教育振興基本計画を位置づけたことで、政府に教育にかかわる総合的な計画を立てる権限が与えられ、国会に報告さえすれば審議の必要もありません。伊吹文部科学大臣は、33にも及ぶ関連法律、予算、学習指導要領などを、すべて直すと言っています。既に、東京などで先取りされている学力テストを見ても、学校間の競争に勝つため、テストが実施される日には、できないと予想される子を欠席させるなど、子供たちの心が傷ついています。

この横手市においても、まだ生まれて間もない赤ちゃんのいる家庭にまで、将来小学校に入学してから全国一斉学力テストで落ちこぼれないための通信添削テキストが勧誘され、若い親たちの不安が募っているという現実を、私たちは見過ごすことはできません。小泉元首相でさえ、小学生の通知表で3段階評価するのは難しいと答えざるを得なかった愛国心の通知表も、横手市教育委員会が拒否することはできなくなる事態も考えられます。

いじめの側の子供を単純に罰したり、5年間でいじめを半減させるなど、数値目標を決めて評価するシステムを強めても、いじめの温床になっている実態、すなわち子供たちが競争に追い立てられ、序列づけられ、ひどいストレスで抑うつ状態がふえているという大問題を解決しようとする方策は、改悪法のどこにも見当たりません。なぜ、教育法を変えるのか、政府は最後まで何も説明できませんでした。

ご存じのように、学力世界一のフィンランドは、日本のこれまでの教育基本法をモデルにして実践を重ね、競争と経済格差をなくして、子供の意欲を引き出すことで学力の向上を果たしました。教育理念は、いつの時代でも普遍的な課題です。この改悪法は、子供たちが健全に育つためのものではなく、美しい国日本をつくるためには、戦前に「鴻毛よりも軽し」と言ったように、鳥の羽よりも軽んじた命を投げ出して構わない日本人を育てるのだ、これに尽きると国会議員の一人が述べていることに本質があるのではないのでしょうか。今後、愛国心や態度などで、教育行政の反動化が強まることは明らかです。

全国各地で校長、教育長、PTA会長、教育研究者の方々が改悪法反対アピールに1,085人も賛同し、立場を超えて、草の根から子供の未来と教育を守る大きな動きが広がっています。この改悪基本法は、日本国憲法の数々の条項に根本から矛盾しているからです。私は、子供の幸せを願う横手の女性たちをはじめ、全国の大勢の良識ある人々と手を携え、未来を担う子供たちのために、これまでの教育基本法に基づいて、本当の意味の教育を充実させることに全力を挙げる決意を表明して、発言を終わります。

ます。

田中敏雄 議長 20番石井正志議員。

【20番（石井正志議員）登壇】

20番（石井正志議員） 私は、ただいま議題となりました陳情第10号に対しまして、採択すべきとの立場から討論するものであります。

既に、国会においては政府の教育基本法改正案が可決されました。それでも、なおかつ陳情第10号に対し願意妥当との立場で討論に立ちましたのは、この改正された法案の審議が十分に尽くされ、国民の理解が得られた中で法案が成立したとは、到底言えるものではないからであります。それどころか、サクラとかやらせにまみれた世論誘導のタウンミーティングの実態が次々と暴露される中で、その幕引きを図ったとしか思われない強行採決であります。

地元魁新報の社説では、過去の教育行政や現在の実態についてさしたる検証や反省もなく、与党の力づくで成立した改正教育基本法には、暗然とした気持ちにさせられると明確に表明され、数を頼んで強引に成立を図る手法は、郵政民営化関連法案で成立させた小泉内閣をほうふつさせるとし、極めて強権的な自民党の政治姿勢が教育に及ぶことを危惧すると、強い懸念を示されているのであります。

私は、今教育現場で発生しているいじめや校内暴力などさまざまな事件が、これまでの教育基本法に起因しているものではないと断言いたします。私たち自身、この基本法のもとでの教育を受けてきたのであります。問題は、社会全体が抱えるもっと根の深いものであって、そのことの解明が国会では全くなされず、まずは教育基本法改正が先にありきで進められたと受けとめざるを得ません。むしろ、やらせで世論を偽装し誘導しようとするタウンミーティングのような行為こそ諸悪の根源であり、真っ先に改めなければならない問題であります。

改正された教育基本法では、第2条で、教育の目的の一つとして「国と郷土を愛する態度を養う」と定めていますが、まさに国家の強制であります。愛国心が、上からの押しつけで身につくものでないことは論をまたないところであります。一つ一つの条文を洗い出せば長くなるので割愛しますが、多くの有識者が共通して指摘していることは、改正法は支配欲をあらわにする官僚作文の域を出ないものであり、文部科学省のコントロールの強化と、一層の中央集権化であるということであります。日本国憲法のもとで1947年に制定された教育基本法は、悲惨な大戦の反省と教訓を踏まえた崇高なものであり、有効に生かしていくことこそ肝要であると、今なお確信いたしておる次第であります。

よって、陳情第10号については、既に改正法が可決されてはおりますが、警鐘を打ち鳴らす意味でも採択をし、私たちの切実な声を関係機関に反映させるべきであります。議員各位のご賛同を心からお願いいたしまして、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第10号教育基本法「改正」に反対し現行教育基本法を生かすことを求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第10号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第279号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第279号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第20号～議案第310号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第47、陳情第20号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民大増税の中止を求めることについてより、日程第55、議案第310号土地の処分についてまでの9件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 今定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案7件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第20号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民大増税の中止を求めることについてであります。

本陳情の趣旨は、各種所得控除の改悪や消費税率引き上げなど庶民大増税は行わないこと、以上について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県社会保障推進協議会会長、渡辺淳氏から提出されたものであります。

主な意見を申し上げますと、陳情の趣旨はもっともであると思う。いざなぎ景気とか言われているが、我々庶民には実感がない。しかし、企業の利益は相当なものがある。そういった企業の減税などは政府も一生懸命やろうとしているが、庶民には所得控除の改悪とか、定率減税をなくしたり増税を強いているので、この陳情の趣旨に賛成し、採択すべきと思う。また、今、婦女子とか介護とか、そういったも

のに対する財政的な支出というものが年々増大しているという中で、まさに命と暮らしを守るための施策によって、増税が必要となっているという部分に関して、ある程度の増税というのはやむを得ない部分もあると思うので、この陳情に関しては、十分言いたいことは理解するが、不採択すべしと思うとの意見が出されました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により本陳情は採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第27号市政協力員の市報等の配布の民間委託についてであります。

本陳情の趣旨は、市報等の配布を市政協力員に民間委託させたいというもので、市政協力員、加藤完二氏から提出されたものであります。

主な意見を申し上げますと、一つの流れになっている市場化テストでも、今まで公が抱えていたものを少しずつでも可能なものから開放していった、幾らかでも仕事を与えていくという方向は、今の時代に合っているのではないかという感じがしている。検討も要するわけであるが、少しずつそういった形で、何でも行政が抱え込むということではなしに、可能性のあるものは検討して開放していくという方向は必要なのではないかという観点から、この陳情に関しては採択すべきと考える。

また、協働のまちづくりを進めようという観点に立つと、市民ができることはお金の問題だけでなく、一緒に頑張っていこうという精神が当然あってしかりだと思ふ。現段階での協力員、市民の方々のご協力をいただくということに関しては必要だというふうに考えるので、この陳情については賛成できないとの意見が出されました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立少数により本陳情は不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第271号横手市総合計画基本構想についてであります。

本案は、今後10年間の市政運営の基本となる横手市総合計画の基本構想を定めようとするものです。

主な質疑と答弁を申し上げますと、人口の推移についてはこの後減少になるであろうという推計が出ているが、そのことと、将来の横手市を何とするかということを考えてときに、ある程度人口の自然減を待っているのではなく、人口を多少なりともふやしていくという視点に立った計画でなければならぬと考える。この基本構想の中では、将来の目標人口というのが記されていないが、この後の計画なりで、何らかの形で将来の目標人口が示されるのかとの質疑に対し、当局から、まちづくりを進めるときに人口を目標にするというのは、今のような世の中の状況のときによいのかという疑問がある。もちろん、人口がふえていくということができれば願ったりかなったりであるが、この後、財政の状況等を見ても、質を高めていくということを目標にすべき、そのほうが現実的ではないかと思う。そういうことから、各種施策のところにも目標値を示して、それぞれの部分の一つ一つの質を高めるようなまちづくりを目標にした方がよいのではないかと考えた。仮に、横手市の人口目標を12万人とした計画を立てたときに、逆に市民の皆さんはどういうふうを考えるだろうか。確実に人口は減ると予測されているときに、

「12万人だなんて」と思うのではないか。計画を策定する担当としては、そういう心配もしつつ、人口目標を掲げるのがよいかどうかも含めて、いろいろこの後検討するとの答弁でありました。

また、構想のタイトルに非常にこだわる。「豊かな心」、「夢あふれる」などというのは抽象的で、ロマンチックなだけだ。「秋田県のセカンドシティー」と、名実ともに第2の都市を目指しているというふうな、タイトルでイメージがぱっとわいてくるような計画をと、私はこだわっている。

今度は、「スクラムプラン」というような副題がついたが、この総合計画を特徴づけるとすればどういふことがあるのか。それから、合併直後の総合計画の検討をされて、相当、市民の声とかいろいろな議論を経てこうなったわけだが、新市建設計画と今度立てた総合計画はどういうところが変わっているのかとの質疑に対し、当局から、タイトルについては合併の経過も踏まえながら、新市になって最初の基本構想を策定する中では、新市建設計画を最大限尊重し、今の内容がよいのではないかとということで提案した。

また、建設計画と総合計画との違いだが、スロータウンの理念というところを新たに載せている。これまでのスピードと効率という一辺倒から、ある程度スローというところで、地元の資源を活用しながら手間暇を惜しまずという、この地方にマッチしたような考え方でいこうということ盛り込んでいる。また、協働というところで、市民と行政のかかわり方ということを示しながら、各分野にわたって掲載しているということが建設計画と大きく変わっている点で、最大のポイントですとの答弁がありました。

また、建設計画のゾーニングが地域の特徴を表現している。文言の中に入っているかもしれないが、ゾーニングというものを具体的に、これにどのように反映していくのかとの質疑に対し、当局から、この基本構想については、地域ごとの考え方みたいなものは表現していない。全部包括しているので、ゾーニングの分の表現というものはない。ただ、ゾーニングについては建設計画が活着しているので、現在も建設計画の内容から変わっていないとの答弁がありました。

また、悪くなっていくベクトルを、こういう施策があるからこう変わっていくんだというようなものが欲しい。税収が下がる、財源も不足する、だから市民の協働をより多く求める。少子化だから学校を減らすとか、現状に合わせた施策というのをとっていないといけないのは重々わかるが、悪いトレンドをこの施策によって上昇トレンドにさせていくという、そういう意気込みがないと、ただ現状に合わせてそれを手当てしていくというだけなら芸がないのではないかと思う。秋田市を抜くという目標までしなくてもいいとは思いますが、これをやるから人口がふえるとか、そういうような意気込みというものがないと希望が持てない。もうちょっと力強さが欲しいと思うがどうかとの質疑に対し、当局から、基本計画は今回参考資料としているので、今回のご意見を伺いながら、修正すべきものは修正していきたいと思う。ただ、基本的に考えているのはこういうものであるということで出させていただいた。実施計画については、市役所サイドで具体的な施策とか事業を入れ込むということなので、制度とかさまざまなものを考えながら実施計画をつくって、委員の皆様と協議していきたいと思うとの答弁がありました。

討論では、初めに上田隆委員から賛成の立場で、基本構想はおおむねよしとして賛成するものだが、計画を向こう5年とか10年というスパンで考えたときに、今考えたことがそのままいくのかと思う。見直しとの関連で、今この時点でよしと思ったことが、時代の状況の変化によっていろいろ変わってくるということはある。朝令暮改は困るが、合わなくなったものは見直しをして、よかれと思う方に積極的に変えていくということは大事なことだと思う。柔軟に見直しを図りながら計画を遂行していただきたいということをつししながら、賛成したいとの討論がありました。

続いて、石井正志委員から賛成の立場で、基本構想は10年間の構想だから、あと10年間はこの議論がない。そこで意見を述べたい。私は反対するものではなく、賛成である。ただ、せっかく合併して誕生した10万都市というものを、もっと意識していただきたい。それから、秋田県の第2の都市であるという立場も十分に踏まえて対応してもらいたい。そういったものを具体的な計画や、あるいは実施計画の中に打ち出してもらいたいということをつ述べながら、賛成したいとの討論がありました。

最後に、赤川堅一郎委員から賛成の立場で、新市になって初めてこういう計画であるから、議会ももちろんであるが、市民の皆さんも非常に関心を持っている。そういう意味で、目標は高く、実施は着実にということで事業実施に向かっていたいただきたい。秋田県の第2の都市、名実ともに秋田県の第2の都市の地位を持ち続けることができるように、お互いに協力して成就させなければならないという立場にある。そういう意味では、実施段階、あるいは計画をさらに進める上では、もう少し夢を膨らませながらこの計画をさらに練り上げていただきたい、そういうことで賛成するとの討論がありました。

本案について、起立採決を行った結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第272号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役を副市長に改めるなど関係条例を整備しようとするものです。

主な質疑と答弁を申し上げます。

今、我が方では収入役が不在だ。仮に、副市長制で2人にした場合に、副市長の序列はだれが、どういうふうにするのかとの質疑に対し、当局から、法律では序列というものはうたっていない。副市長を選任するときは、議会の同意が必要だ。執行機関内の関係は、市長が判断すべきものと思うとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第275号横手市行政手続条例の一部を改正する条例であります。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の施行日を定める政令の施行に伴い、現行条例の一部を改正しようとするものです。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第276号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例であります。

本案は、収益事業を行わない地縁による団体の市民税の課税免除を行うことと、固定資産評価員及び固定資産評価審査委員に関する規定を整備しようとするものです。

主な質疑と答弁を申し上げます。

地縁とはどういうことかとの質疑に対し、当局から、どこにも町内会とか集落があるが、規約等も整備したこういう団体であるという届け出を市長にして、市長が認めた団体ということです。そういう団体に対しては、今まで減免をしていたが、減免は毎年しなければならない。それより一歩進んで、課税をしないという内容に改めようとするものですとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第283号秋田県市町村総合事務組合格約の一部を変更することについてであります。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、秋田県市町村総合事務組合の規約の変更について議決を求めるものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第284号秋田県市町村会館管理組合格約の一部を変更する規約についてであります。

本案は、市町村合併に伴い秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数が大きく減少したことから、同組合の規約を変更するため議決を求めるものであります。

本案について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第310号土地の処分についてであります。

本案は、土地を売却処分するに当たり議決を求めるものです。

主な質疑と答弁を申し上げます。

譲渡した後の会社の活用方法はどのような内容かとの質疑に対し、当局から、ジューキ吉野工場からの払い下げ申請書によると工場の増築計画が載っている。ここは、もともと工業用ミシンの製作を行っており、昭和48年に誘致工場として進出したものだ。平成14年にジューキ電子工業の子会社となり、その関係の部品などを作成しており、その工場を拡張するということになっている。拡張の計画としては、19年に用地所得をし、20年4月に工場を建設するという予定であるようだ。雇用人数については、現在97名の雇用であるが、平成23年にはこの増設に伴って130人規模の増員計画をしている。本契約では用途指定をしており、3年以内に工場を設置すること、10年間その工場を建てておくこと、こういう条件を付しているとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第20号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民大増税の中止を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第20号は採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第27号市政協力員の市報等の配布の民間委託についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第27号は不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第271号横手市総合計画基本構想についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第271号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く6件について採決いたします。

6件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後の再開時間は1時20分といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 2時48分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。
1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 陳情第10号の討論の中で一部不適切な発言があったことを認め、議長に対しましては、しかるべき措置をお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいま1番立身万千子議員から、先ほど陳情第10号の討論中、不適切な部分については発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、1番立身万千子議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

議案第287号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第56、議案第287号平成18年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず最初に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案第287号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、3款民生費では、障害者自立支援法により5年間で支援市へ移行することが定められたが、その前提となる障害区分の判定の進捗状況はとの質疑に対し、当局より、認定審査会はこれまで4回開催し、40人余りの方の審査が済んでいるとの答弁がありました。

また、障害区分で軽度の判定により、大和更生園から退所しなければならない人の対応はとの質疑に対し、当局より、大和更生園の入所者については、将来的には退所を余儀なくされる方も出てくると思う。退所者の受け入れ先である福祉ホームや障害者のグループホームについて、今年度策定中の障害福祉計画に盛り込んでいきたいとの答弁がありました。

また、大和更生園の退所者の受け皿は間に合うのかとの質疑に対し、当局より、当初、平成19年度から隣にある通所授産施設の事業統合も含め、新体制に移行できないか検討したが、平成23年度までに移行した方が収入・経費的に有利だということがわかった。厚生労働省とも相談したが、急がなくても、新体系への移行期間である今後5年間で体制を整えた方がよいとの見解であったので、現在、策定作業中の障害福祉計画の中で検討することとしたとの答弁がありました。

また、知的障害者事業について、なぜ12月補正となったのか、その経緯はとの質疑に対し、当局より、障害者自立支援法の本格施行が10月1日で、各事業所でも施行直前までどのようなサービス事業を行う

か不明瞭で、9月議会には間に合わず、今回の補正となったとの答弁がありました。

また、保育所運営費の4,200万円の増額補正の理由はとの質疑に対し、当局より、保育単価の改正による増額と、入所児童数が当初予算より上回ったためであるとの答弁がありました。

また、特別養護老人ホームいきいきの郷と憩寿園への繰出金についての質疑に対し、当局より、両施設とも燃料費が不足したため、一般会計から繰り出すものであるとの答弁がありました。

また、指定管理者制度などで特別養護老人ホームを民営化する考えもあるようだが、民営化ではなく直営で黒字に改善する努力も必要でないかとの質疑に対し、当局より、そのとおりであり、今後一生懸命経営努力して、体制をつくっていききたいとの答弁がありました。

また、施設の臨時職員の待遇改善についての質疑に対し、当局より、専門的な仕事をしている臨時職員は、各施設の原動力や戦力になっている。民間施設との給与のバランスを考えて、18年度に報酬単価を引き上げた。今後も、民間状況や、職員の力や貢献度を見ながら、当然、能力のある方にはそれなりの対応はしていきたいとの答弁がありました。

また、延長保育事業の増額補正についての質疑に対し、当局より、延長保育事業については国の単価基準が年々下がっており、働く保護者へ市の支援強化対策として、現状の水準を維持するための補正であるとの答弁がありました。

また、民間の保育園等で幼・保一体が進まない理由はとの質疑に対し、当局より、幼・保一体化は理想だと思うが、現段階では幼稚園、保育園、それぞれの業務を並行してやるような形になっている。部屋の確保や教諭の免許の問題等の条件をクリアする必要がある、なかなか踏み込めないでいると思うとの答弁がありました。

また、障害者自立支援施設整備事業について、施設改修は、今後、それ以上行わないのかの質疑に対し、当局より、施設改修費に2,480万円を計上した。これは、知的障害者の通所授産施設として、当面20名の定員で事業を進めるための最小限の改修費である。現在1階部分を利用している健康の駅推進室事務所が将来的にほかに移転した場合に、この1階部分を身体障害者の作業所として利用するための改修もあり得ると思うとの答弁がありました。

4款衛生費では、ごみ収集の委託業者数と今後の対応についての質疑に対し、当局より、現在、15社と委託契約し収集業務を行っており、契約内容については一部入札もあるが、ほとんど随意契約である。来年度はごみ分別の統一初年度であり、現状の業者での対応を考えており、収集単価や契約の統一化に向け検討をしてみたいとの答弁がありました。

9款消防費では、病気やけがの緊急度や重症度を判定して優先順位を決めるトリアージという考え方に関して、市の救急ではどのように考えているのかとの質疑に対し、救急車の出動について、全国的に約50%が軽症者への出動であることから、国及び東京消防庁では軽症者に対する救急出動についての検討を進めているようであるが、大変難しい問題とされております。横手市管内で、昨年、3,450件の救急要請があったが、そのうち約42%が軽症患者であります。通報の内容だけではなかなか症状を把

握できないのが現実であるため、市民の皆様に対して、本当に救急車を必要としている方のためにも正しく利用していただくよう講習会等、あらゆる機会をとらえて、利用の仕方の普及に努めているところでありますとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第287号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

田中敏雄 議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 議案第287号中、文教常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、灯油の値上がりによる補正ということであるが、値上がりを見込んでいなかったのか、積算の方法を教えてほしい。また、各地区の値上がりの差額についてお伺いしたいとの質疑に対し、当局より、地域ごとに単価契約がされており、学校ではその単価で灯油を入れ、教育委員会に請求するというシステムになっている。例年では数円程度まででおさまっていたが、ことは10数円という大幅な値上がりがあったためであるとの答弁がありました。

また、関連して学校の体育館を使用する場合の暖房料の徴収などはどうなっているのかとの質疑に対し、当局より、現在は使った分の灯油を現物で補てんしていただいているとの答弁がありました。

また、奨学金貸付事業について、約2,000万円余ったということは、この貸付制度が父兄に周知されておらず、有効に利用されなかったのではないかと質疑に対し、当局より、貸付制度のなかった旧横手市が加わることを勘案し、当初75人を見込んでいましたが、実際に決まった方が43人、しかし決まった後に他の奨学金に移行した方が5人おり、38人が実質の貸付者でした。周知については、来年度の課題であるとの答弁がありました。

また、閉校式に関する事務費計上分105万円の根拠はとの質疑に対し、当局より、記念誌発行に対する経費として児童1人当たり3,000円とし、児童数300人で90万円、記念事業に関する事務費15万円となっている。これは、補助金要綱をつくり、補助の対象を限定し、1人当たり3,000円を経費として支給するが、記念品以外、例えばCDの作成など、やり方は実行委員会に任せるので、記念事業を遂行して

いただくという趣旨であるとの答弁がありました。

本案に討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして、文教常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第287号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,272万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ494億6,954万9,000円に定めようとするものであります。

歳出に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

1款議会費について、質疑はありませんでした。

2款総務費について主な質疑と答弁を申し上げます。広報費であるが、市報については決まったページ数というのがあらかじめ設定されているのかとの質疑に対し、当局から、市報は15日号が24ページ、1日号が16ページで計画した。平均すると1号当たり20ページとなり、全部では480ページで計画したが、合併直後ということもあり、市民の皆さんに周知する事項がかなり多くなっていること、計画策定の過程で、市民の皆さんにいろいろ周知すること、こうしたことから例えば歯の健康づくりとか子育てとか、子供たちに重要な部分について、ページ数をかなりふやして周知をするなどしております。その結果、この状態でいくと、およそ40ページぐらいふやさなければならないという見込みになり、市民への周知の関係なのでぜひ補正をお願いして、周知を十分にしていきたいとの答弁がありました。

また、公用車の集中管理ということで補正が上がっているが、中身についてお知らせ願いたい。それから、合併以来、公用バスについて合併以前に比較すると規制が強まった。いろいろ法に照らし合わせた形で規制をつくったが、道路運送法の改正の中で、市町村バスやNPOによるボランティア有償運送を可能とする制度を創設するという文言があった。この件に関して、市側としてどのような考えを持っているのかとの質疑に対し、当局から、集中管理の経費については、主にガソリン等の燃料代である。法改正の内容については承知しているが、自家用車という関係については、法改正で緩やかにならないと認識している。例えば、バス路線が通っていないところなどに、市が新たに乗り入れてバスを活用するという方法が緩やかになってきているという状況は、規制緩和の流れの中であるが、自家用というところえ方が全く変わっているということではないようだ。見た限りでは、この関係のものが全く自由になるというふうにはなっていないとの答弁がありました。

13款諸支出金について、主な質疑と答弁を申し上げます。普通財産取得費の土地取得費、秋田県土地開発公社から買っている場所はどこか、また返還金に漏れがあってここに計上したという話を聞いたが、経緯を教えてほしいとの質疑に対し、当局から、旧十文字町の公共用地の取得ということで、県の町村

土地開発公社の方に取得を依頼して、債務負担行為をして償還している部分の土地である。場所は、今の十文字地域局庁舎の裏側の用地と、もう一カ所は流通団地の用地である。償還金の漏れのところの経緯について、この土地を平成9年に取得し、債務負担を組んで開発公社に毎年返済しておりましたけれども、しかしことしの分、当初予算に計上しないでしまった、まことに申しわけないが、今回復活させて計上したいという内容であるとの答弁がありました。

条文、歳入に関する主な質疑と答弁を申し上げます。ごみ袋の債務負担3,600万、これの内訳はとの質疑に対し、当局から、今回債務負担をお願いしている3,691万6,000円は、可燃物の大きい袋で190万枚、可燃物の中で139万枚、可燃物の小で26万枚、プラスチック用の袋の大で39万枚の印刷作成の経費である。4月1日から新しいごみ袋になるということで、1日にすぐ配布するものについては今年度分の予算で一部作成している。それ以降使うものについては、発注してから2カ月以上の時間がかかるということなので、今回あらかじめ作成して供給に支障がないようにするというので、予算を計上したとの答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第287号平成18年度横手市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第287号は各委員長報告のとおり可決されました。

議会議案第14号～議会議案第17号の上程、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第57、議会議案第14号秋田県の医師不足を解消し、地域医療の確保を求める意見書についてより、日程第60、議会議案第17号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書についてまでの4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第14号より議会案第17号までの4件については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第14号より議会案第17号までの4件については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第14号より議会案第17号までの4件については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第14号より議会案第17号までの4件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第14号から議会案第17号までの4件については、原案のとおり可決されました。

議会案第18号の上程、討論、採決、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第61、議会案第18号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民大増税の中止を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第18号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案18号については、委員会の付託は省略することにいたしました。

趣旨説明を許します。

17番菅原恵悦議員。

【17番（菅原恵悦議員）登壇】

17番（菅原恵悦議員） 先ほど、本会議場におきまして、陳情第20号「格差社会」を是正し、いのちと暮らしを守るために庶民大増税の中止を求める陳情書を採択していただき、その内容の意見書提出でありますけれども、皆様にお配りしてありますこの案を朗読して、趣旨説明とさせていただきます。

政府の構造改革路線による「格差社会」の広がりは深刻な社会問題となっている。

税制についてみると、大企業や高所得者への減税の一方で、庶民には定率減税や公的年金等控除等の縮小、配偶者特別控除、高齢者控除などの廃止による増税を押し付けている。

今年6月には住民税の大幅値上げ、7月には国保料税の大幅値上げに対する抗議の問い合わせが区・市役所に殺到する事態が全国で起こった。

国民生活を豊かにすることこそ政治の役割ですが、さらなる各種控除の縮小、「社会保障目的税」と名を変えた消費税増税の計画があり、まさに憲法25条の生存権や人権が否定されている事態といっても過言ではない。

ついては、いのちと暮らしを守るために、以下の事項について求めるものである。

記

1. 各種所得控除の改悪や消費税率引き上げなど、庶民大増税は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいというものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから提案者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 中段に、7月には国保料税の大幅値上げに対する抗議の問い合わせが区・市役所に殺到する事態が全国で起こったという部分でありますけれども、ここの部分は、これおかしいですよ。字句引用、この格差社会を是正するこの意見書の中にも、ここの部分だけは……。

【「賛成者」と呼ぶ者あり】

16番（齋藤光司議員） おれ、賛成者になっているのか。おれの名前なんか書いた覚えがないのに。

田中敏雄 議長 賛成者でありますけれども、発言はありますか。

16番（齋藤光司議員） でも、ここの部分はやはりおかしいので、ここの部分だけを削除した意見書だったら話わかるんですけども、国保料税の大幅値上げ、これは正直言うとかかったくらいやっぱり正直に出さねばできない部分なんで、国保料、国保税については税金とはまた違うものだ。ただ、何で税にするかという、5年間の、要するに取りっぱぐれがないようにする、しかも長めるために国保税という税にしているんだと、そういう部分の中でやっているだけであって、これについては大増税とは関係ないから、これは削除すべきだと、私はそう思います。そこの部分についてお聞きしたい。

田中敏雄 議長 委員長。

17番（菅原恵悦議員） この件につきましては、新聞等、あるいは報道を見ますと、まさに住民の皆さんにとってはこういう大変な、今、何といいますか社会全体では景気がいいと言いながらも、一般庶民の皆さんにとってはなかなかそういう感覚がない中で、こういうたまたま国保税の大幅改正があったというようなことで、各老人の方々を含めいろんな方々が市役所、あるいは当地域であれば十文字地域

局とか、そういうところにお問い合わせがあったというふうにも聞いておりますし、国全体でもいろいろ議論があったようであります。そういうようなことを含めながら、私はやはりこういうこともあったんだよと。ですから、この格差社会の広がる深刻な社会問題をしっかりととらえてほしいという意見書でありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

15番高橋大議員。

15番（高橋大議員） 私はこれには賛成しておりませんが、ちょっと質問がありまして、まずこの文面を見ますと、社会保障目的税と名を変えた消費税増税の計画があり、まさに憲法25条の生存権や人権が否定される事態と言っても過言ではないというふうな文面を載せての、こういう意見書（案）提出です。もし仮に増税が行われた場合はこの憲法25条に違反するというので、国を、横手市議会のこの署名された方は団体で訴えるんでしょうか。その点、お願いします。

田中敏雄 議長 委員長。

17番（菅原恵悦議員） 訴えるとか、そういうことはいたしません。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第18号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会案第18号は原案のとおり可決されました。

観光・産業振興特別委員会の設置並びに委員選任について

田中敏雄 議長 日程第62、観光・産業振興特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、観光・産業振興に関する事項について、11人の委員で構成する観光・産業振興特別委員会を設置し、これに付託の上、平成20年3月定例会まで、閉会中もなお審査できるようにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、11人の委員で構成する観光・産業振興特別委員会を設置し、これに付託の上、平成20年3月定例会まで、閉会中もなお審査できるこ

とに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました観光・産業振興特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり11人を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました11人の議員を観光・産業振興特別委員に選任することに決定いたしました。

横手駅周辺開発調査特別委員会の設置並びに委員選任について

田中敏雄 議長 日程第63、横手駅周辺開発調査特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、横手駅前周辺開発に関する事項について、12人の委員で構成する横手駅周辺開発調査特別委員会を設置し、これに付託の上、平成20年3月定例会まで、閉会中もなお調査できることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

24番。

24番（高橋勝義議員） 確認のためにお伺いいたします。

横手駅周辺開発調査特別委員会でありますが、もう既に横手駅周辺の開発事業計画は進んでおります。そこで、この調査特別委員会そのものの予算権は、この中にありますか。ということは、例えば事業が進んでいますけれども、この調査委員会で、その予算についてだめだとか、いいとか、そういう権限はありますか。

田中敏雄 議長 質問にお答えいたします。

議長としては、その権限は認めておりません。今、3法の改正に基づき、その周辺を議会として開発調査を行うというふうなことでありますので、その予算については関係ないというふうにいたしております。それは、いわゆる常任委員会で審議されるものであるというふうに理解をいただきたいと思っております。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 これにご異議なしと認めます。したがって、本件について、12人の委員で構成する横手駅周辺開発調査特別委員会を設置し、これに付託の上、平成20年3月定例会まで、閉会中もなお調査できることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました横手駅周辺開発調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条

第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり12人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました12人の議員を横手駅周辺開発調査特別委員に選任することに決定いたしました。

少子高齢化対策特別委員会の設置並びに委員選任について

田中敏雄 議長 日程第64、少子高齢化対策特別委員会の設置並びに委員選任についてを議題といたします。

本件については、少子高齢化対策に関する事項について、10人の委員で構成する少子高齢化対策特別委員会を設置し、これに付託の上、平成20年3月定例会まで、閉会中もなお審査できることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件については、10人の委員で構成する少子高齢化対策特別委員会を設置し、これに付託の上、平成20年3月定例会まで、閉会中もなお審査できることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました少子高齢化対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております一覧表のとおり10人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました10人の議員を少子高齢化対策特別委員に選任することに決定いたしました。

閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで、平成18年12月横手市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 3時37分 閉会

